

〔研究ノート〕

教員力としてのリーガルマインドの育成

永井克昇

概要

教育法規の学びによって身に付ける力は、リーガルマインドである。そして、リーガルマインドは教師が身に付ける基礎的な力である教師力の一つである。そこで、本稿ではリーガルマインドを身に付けるための学びの理念や方向性を、新しい学習指導要領における学力観の転換から始まり、それを実現するための授業づくりには不可欠なカリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程及びアクティブ・ラーニングの理念や方向性と関連づけながら考える。

生徒が身に付けるべき学力が、コンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力に転換しているように、教師が身に付ける教師力もコンテンツ・ベースの力からコンピテンシー・ベースの力に転換されなければならない。これまでの教育法規の学びは、個々の教育法規の内容の理解に多くの時間が割かれてきた。いわば、コンテンツ・ベースの力の習得であった。これからの教育法規の学びは、コンテンツ・ベースの力をいかに様々な場面で活用・適用させていくための力を身に付ける学びでなければならない。教育法規の学びのコンテンツ・ベースの力の育成からコンピテンシー・ベースの力の育成への転換である。教師は、リーガルマインドを身に付け、それを手段として生徒にとって良い授業を実現するため、日々、授業づくり、授業改善に取り組んでいかなければならない。

キーワード：リーガルマインド、合法的思考、バランス感覚、コンテンツ・ベースの力、コンピテンシー・ベースの力、カリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程、アクティブ・ラーニング

1. 課題解決に取り組む教員

学校教育を担う教員は、学習指導、生徒指導や学校運営等の場面で様々な課題に直面する。そのいずれもが、回り道をせず、直線的に解決する課題ばかりとは限らない。そのような課題に限って、解決に向かって直線的に対応すると反発を受けたり、当事者間で溝を深めたりしてしまうことが多い。教員は、そうした場面でも焦らずに、場合によっては的を一度はずす余裕を持つことも大事になる。つまり、教員は様々な課題解決に対して場当たりの対応をとるのではなく、問題解決に向けた適切な戦略と戦術を持つことが大切である。そのためには、教員は次の4つの力を身に付けなければならない。

- (a) 先見性
- (b) 決断力

(c) 頑固さと柔軟さ

(d) 勇気

先見性とは、直面する課題が今後どのように展開していくのか、またそれに対して私は(我々は)どうすべきなのかなどについて、教員は常に見通しを持って考えていなければならないということである。その際、先見性めぐる教員の思考は、常に最悪の事態を想定しつつ、それに備えた解決策を模索する思考が求められる。いわば先見性における考えるは、悲観的な側面を持つ思考であるべきである。

決断力とは、教員が持つべき全人格に支えられた瞬発力のことである。教員が迷うと、生徒も保護者も迷ってしまう。厳しい決断を見据えて、日頃から教員は全人格を陶冶していかなければならない。

頑固さと柔軟さとは、教員が持つ戦略と戦術に関わる力である。一貫性のない戦略は、行動全体を失敗に導いていく。つまり、戦略には首尾一貫性がなければならない。他方、良い戦術には常に代替案が複数用意されている。戦術には機に応じた臨機応変さ、つまり柔軟性が求められる。したがって、(c)は戦略的頑固さと戦術的柔軟さということになる。

勇気とは、教員は課題対応に当たって重い責任と正対する勇気を持っていなければならない。太平洋戦争開戦時、連合艦隊司令長官だった山本五十六は「やってみせて、言って聞かせて、やらせてみて、褒めてやらねば、人は動かず。」と、率先垂範の必要性・重要性についてこのように述べたという。絶対服従の縦の社会である軍隊ですら、山本五十六は自ら率先することの必要性・重要性を訴えたのである。教育に関して教員は「なぜ、私がやらなくて済むのだろうか」という勇気ある精神で臨んでいかなければならない。

2. 課題への対応とリーガルマインド

このような教員が課題対応に当たって身に付けるべき4つの力を、日々の学校教育の場面で適切に機能させる原動力の一つが、本稿で取り上げる「リーガルマインド」である。法に基づいて行われることを原則とする学校教育において、先見性、決断力、頑固さと柔軟さ、勇気に共通的に言えることは「法律に基づく思考」や「合法的な思考」をもつということである。そしてそれらの思考から導き出される「対立する意見のすべてに耳を傾け、その中から合法的なものを見出す力」である。リーガルマインドを法律の実際の適用に必要とされる、柔軟かつ的確な思考力であり判断力であると解することによって、リーガルマインドを身に付けた教員によって、適切で的確な問題解決が行われるのである。リーガルマインドを欠いては、先見性、決断力、頑固さと柔軟さ、勇気は適切に機能しない。私が、リーガルマインドを教員力の一つとして位置づけた理由はここにある。

ヘンリー・ミンツバーグは、「経営論」の中で次のように述べている。

「知識学習は、書物を読んだり講義を聞くなど、客観的な情報提供が中心となる。しかし、頭で理解しただけでは泳げるようにならないのと同じく、知識学習だけでは人材は育たない。コーチが教室から外へも出さず、体を濡らしてもやらず、手足の実際の動かし方も教えずに水に飛び込ませれば、初心者には溺れてしまう。つまり、マネジメント・スキルというものは、実際的にも理論的にも実行とフィードバックを通じて学ぶものである。」(p42～43)

ここに示されたミンツバーグのマネジメントに関する考え方は、リーガルマインドに関する考え方にも同様に当てはめることができる。つまり、リーガルマインドはただ単に法規に関する知識だけではなく、その知識を理論的に活用する、つまり知識に基づいて理論的・実践的に実践できる力を兼ね備えた資質・能力である。

「法律を読むセンスの磨き方・伸ばし方」において吉田利宏は、リーガルマインドは「知識ではなくセンス」であると言っている。さらにこのセンスについて、吉田は次のように解説している。

「これまで学んだことがある法律に関することであれば、条文や判例の知識でなんとか乗り切れるかもしれませんが。しかし、関係する法律の条文や判例が思い浮かばないような場合も大きく外れることのない解決策を思い浮かべられるようなセンスがリーガルマインドの本質ではないかと感じたのです。」

私が、本稿の冒頭で触れた教員が様々な課題解決に対応するために身に付けるべき「戦略と戦術」の必要性・重要性と同様の考え方が述べられている。

さらに、吉田は次のように述べている。

「『法律を学ぶ』というとどんな作業を想像するのでしょうか？ 長くて難しい条文と格闘したり、聞き慣れない法律用語を暗記したり、といった『やっかい』な作業を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。」

しかし、それは法律を学ぶことのほんの一部でしかありません。単に知識を身につけただけでは法律を理解したとは言えません。法律を学ぶことの本当の意味は、法律の読み解きを通じて、法的な考え方や感覚、つまり『リーガルマインド』を身につけることにあるのです。つまり、先ほどのとてもシンプルな問いかけには、『リーガルマインドを養うことができる』と答えることができます。

では、『リーガルマインド』の正体とは一体何でしょうか。リーガルマインドとは『物事の正義や公平のストライクゾーンの感覚』であると説明しました。この感覚を身につけられれば、物事を筋道立てて考えることができますし、多くの人が支持する結論を導くことができます。

『物事の正義や公平のストライクゾーンの感覚』といっても、それが具体的にどんなものなのかを説明するのは簡単ではありません。なぜなら、リーガルマインドとは教えてもらうものではなく、たくさんの法律や条文を読み解くうちに自ずと身につけてくる能力だからです。ある野球選手が『何百回、何千回もバッターボックスに立っていると、ストライクゾーンが自然に見えてくる』と言っていましたが、リーガルマインドを身につける過程はこれとよく似ているかもしれません。

リーガルマインドは2つの能力から構成されています。ひとつは『論理的思考力』であり、もうひとつは『バランス感覚』です。」

教員（または大学の教職課程で学ぶ学生）が、教育法規を学ぶことによって身に付けなければならないのはリーガルマインドであり、その意義や必要性・重要性はここに示された通りである。

3. 生徒に育成を目指す資質・能力と教員の基礎力

次に、教員の基礎力としての教師力を新しい学習指導要領が生徒に対して育むことを目指している学力と関連づけながら考えてみたい。

新しい学習指導要領は、生徒に身に付けさせる学力を「資質・能力」を基盤とした学力に基づいて構造化している。こうした学力の構造化を通して、生徒に育成を目指す学力の考え方を大きく転換したのが、新しい学習指導要領の重要な改善点である。この「資質・能力」を基盤とした学力の構造化と転換について、上智大学的那須正裕は次の二つの学力を取り上げながら解説している。

まず、一つ目の学力は「コンテンツ・ベースの学力」である。これは、教科・科目の学びの結果として、教科・科目に固有の知識・技能(コンテンツ)をどれほど身に付けたかを学力として捉える学力観である。

新しい学習指導要領は、生徒に育成すべき資質・能力を「生きる力」の構成要素である「確かな学力」、「健やかな体」そして「豊かな心」を総合的にとらえて次の三つ柱に構造化している。

(a) 学びに向かう力・人間性等 →どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

(b) 何を理解しているか、何ができるか →知識・技能

(c) 理解していること・できることをどう使うか →思考力・判断力・表現力等

コンテンツ・ベースの学力は、育成すべき資質・能力の三つの柱のうち「(b) 何を理解しているか、何ができるか」に相当する学力ということが出来る。

次に、二つ目の学力は「コンピテンシー・ベースの学力」である。これは、コンテンツとしての知識・技能をただ単に習得するだけではなく、それを活用して特定の場面で複雑な要求や問題解決に対応することができる能力(コンピテンシー)をどれほど身に付けたかを学力として捉える学力観である。

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) の生徒の学習到達度調査 (PISA 調査: Programme for International Student Assessment 調査) では、コンピテンシーを「単なる知識や技能だけではなく、特定の文脈の中で複雑な要求(課題)に対応できる力」と定義している。これに相当する学力がコンピテンシー・ベースの学力であり、この学力を学校教育の視点から具体的に捉えれば、「どのような問題解決を、現にどのように成し遂げたか」という学習活動において、それを実現させるために必要となる力のことである。コンピテンシー・ベースの学力は、先に触れた育成すべき資質・能力の三つの柱のうち「(c) 理解していること・できることをどう使うか」に相当する学力ということが出来る。

4. コンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力への転換

これまでの学習指導要領は、「何を学ぶか」を主旋律として各教科・科目や領域ごとに、そこで学ぶ目標と内容で構成されてきた。つまり、主にコンテンツ・ベースの学力について記述してきたと言うことができる。それが、今回の改訂によってコンテンツ・ベースの

学力をただ単に習得するだけでなく、これらを活用して問題解決ができるようになるコンピテンシー・ベースの学力を身に付けさせるという学力観に軸を移動させた。つまり、「資質・能力」を基盤とした学力観によって学力を構造化することによって、これまでのコンテンツ・ベースの学力観をコンピテンシー・ベースの学力観に転換したのである。今回の学習指導要領の改訂では、義務教育における道德の教科化やプログラミング教育の必修化、さらには小学校における英語の教科化などの義務教育段階における学習指導要領の大事な改善事項が社会的に大きく取り上げられた。しかし、学校教育を担う者にとっては、資質・能力に基づく学力の構造化による学力観の転換は、学校教育にとって義務教育段階における改善事項以上に大きな改善の内容である。

現在、教員には授業等の教育活動を通して、生徒一人一人に「考える」ことを学習活動として定着させる指導が求められている。この指導を充実・実現させる際、しっかり確認しておくべき事柄がある。それは、生徒が「考える」ということを学習活動として定着化させるには、何よりもまず、指導する教員が「考える」という行動を身に付け、あらゆる機会を通じて「考える」という行動を教員自身の行動として生徒に示すことが大事だ、ということである。

この考え方に立てば、生徒に育成すべき学力をコンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力へと転換させるためには、教育を担う教員が身に付けている教師力も同様に、コンテンツ・ベースの教師力からコンピテンシー・ベースの教師力へと転換したものでなければならない、とうことになる。今日、教師力や授業力、指導力などの定着・向上が機会あるごとに叫ばれているが、これらの力はコンピテンシー・ベースの力でなければならないのである。コンテンツ・ベースに止まった力のみを身に付けた教員には、今日の教育改革を担うことの多くを望むことはできないだろう。今日の教育の喫緊の課題である生徒にとって良い教育の実施、良い学校の実現には、単なるコンテンツ・ベースの教師力や授業力、指導力では役に立たないと考えている。

5. コンピテンシー・ベースの力としてのリーガルマインド

リーガルマインドは、大きく次の二つの要素に分類される。

- (a) 教育法規の理解
- (b) 教育法規の教育への適応

いうまでもなく、教育法規の理解の内容がリーガルマインドのコンテンツ・ベースの力となり、教育法規の教育への適応の内容がコンピテンシー・ベースの力となる。教育法規の教育への適応を適切かつ確実なものにするためには、豊かで精確な教育法規の理解が不可欠である。しかし、リーガルマインドはただ単に教育法規の理解の習得によっては身に付くものではない。「理論は実践を補強し、実践は理論を具体化する。」と言われる。学校教育においても、経験則の積み重ねとしての教育実践を教育理論によって理論武装化することによって、生徒にとって良い教育を実施し良い学校を実現させることができる。リーガルマインドにおける教育法規の理解と教育法規の教育への適応との関係も同様である。どちらもないがしろにしては、真正のリーガルマインドを身に付けることはできない。

6. リーガルマインドと教員

これまでの内容を踏まえつつ、改めて教員とリーガルマインドの関係について考えてみよう。かつて、学校現場では、

- (a) 教育は愛と情熱によって行うもので、法律で教育を行うことはできない
- (b) 法律に詳しくなったからといって、指導力が高まるわけではない
- (c) 法律の発想では学校運営はうまくいかない
- (d) 教育の実践者である教員にとって、法律は縁のないものである

など、いわゆる教育法規不要論を唱える教員が多く見受けられた。しかし、教員による法律の趣旨に反する不適切な行動が散見されるようになったり、世の中が訴訟・契約社会になったりするなど時代が動くとともに、枝葉末節にとらわれずに均衡のとれた行動が教員に求められるようになり、教育と教育法規との関係軸も動いてきた。すなわち、

- (a) 公教育は教育法規に基づいて行われる
- (b) 今や教育法規を知らないで学校教育を適切に運営することはできない
- (c) 教育法規を十分理解していない教員による違法行為等（体罰、ずさんな情報管理）が発生した
- (d) いわゆる未履修問題（学習指導要領の趣旨を逸脱した教育課程の編成・実施問題）が発生した
- (e) 不適切な労働慣行（夏休み問題等）が明らかになった

これらの事案等によって、教員は対立する意見全てに耳を傾け、その中から合法的なものを見出すなど、法規に基づく見方・考え方や合法的な思考を身に付けることが強く求められるようになった。もはや、教育法規は学校を運営・管理する管理職にとって必要なものであり、授業を担当する教員には縁のないもの、と考えることはできなくなった。公教育としての学校教育は、教育法規を知らずして教育を行うことはできない時代になったのである。例えば、学校教育の運営、教員免許の取得、学校の設置、教員の授業の実施（学習指導要領の趣旨にそった教育課程の編成・実施）等は法の要請・規定によって行われる。さらに、教員による不祥事の防止や指導上の不適切な対応防止については、法令遵守（コンプライアンス）が強く求められるようになった。

これまで、ともするとこれらの内容に対しては、教育法規の規定内容と趣旨を徹底すること（コンテンツの理解・習得の徹底）によって対応、改善できると考えられ、その考えに沿った教員研修等が実施されてきた。しかし、こうした研修によっても

- (a) 学習指導、生徒指導等のあらゆる教育活動は、定められる教育法規の下で行われるのであって、教員の個人的、恣意的な考え方や判断だけでは教育は成り立たない
- (b) 教員の採用から退職まで、出勤から退勤まで、教員としてのあらゆる生活は法規の下で行われる
- (c) 学校では、生徒の発達や成長の過程で生起する様々な教育場面がある。それに適切に対応するため、教育法規の正しい理解に基づく対応が教員に求められる

などということが、教員に徹底されることはあまりなかった。すなわち、教育法規による教育の見方・考え方や思考とそれに基づく実践は、教育法規を丸暗記したからといって身に付くものではないのである。教育法規に関するコンテンツを豊富に所有することが、

リーガルマインドが身に付いたことを保証しないのである。

7. リーガルマインドを身に付ける

それでは、教員に真正のリーガルマインドを身に付けさせるには、どのようにしたらいいのだろうか。この方法について私は、コンピテンシー・ベースの学力の育成を目指す新しい学習指導要領が理念とした次の三つの内容と関連づけながら考えることにした。

- (a) カリキュラム・マネジメント
- (b) 社会に開かれた教育課程
- (c) アクティブラーニング

これらの内容は、一見するとリーガルマインドの育成との関連は薄いように見受けられる。しかし、これらの三つの内容は、生徒の学力をコンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力へと転換させる際の原動力として重要な役割を担っている。ということは、コンピテンシー・ベースの力であるリーガルマインドの育成に当たっても、同様にこれらの三つの内容を原動力と機能させることができるのではないかと考えたからである。

8. リーガルマインドとカリキュラム・マネジメント

まず、カリキュラム・マネジメントについて取り上げる。平成28年12月21日に公表された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」は、カリキュラム・マネジメントの重要性について次のように記述している。

「こうした『カリキュラム・マネジメント』については、これまで、教育課程の在り方を不断に見直すという以下の②の側面から重視されてきているところであるが、『社会に開かれた教育課程』の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという、新しい学習指導要領等の理念を踏まえれば、これからの『カリキュラム・マネジメント』については、以下の三つの側面から捉えることができる。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。」

この答申文の内容で、リーガルマインド育成との関わりで特に注目した内容は、①及び③にある次の内容である。

- (a) 各教科等の教育内容を相互の関係で捉える
- (b) 教科等横断的な視点を持つ
- (c) 教育の内容を組織的に配列していく

(d) 教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる

(a)～(c)は答申文の①に、(d)は③に示されている。そして、それぞれの内容には教育法規の学びをコンピテンシー・ベースの力を身に付ける学びにするための大事な内容が次のように示されている。

(a) の内容から

この内容のポイントは、内容に相互関連性を持たせるという点にある。教育法規を学ぶ際も、様々な法規を個別・単独に学ぶのではなく、それぞれの法規の内容を相互に関連付けながら、体系的・組織的に学ぶことが重要である。教育法規は、法規の種類、法規間の優劣関係をはじめ明確な体系をもって構造化されている。さらに、日本国憲法及び教育基本法の下、学校制度、保健安全等、教育行政組織、教育職員、教育財政などの分野ごとに構造化されている。こうした構造化の考え方を精確に理解することによって、それぞれの教育法規の内容を理解していかなければならない。

(b) の内容から

この内容のポイントは、横断的な視点で学ぶと言う点にある。教育法規は、それぞれの制定の趣旨等の特定の視点によって構造化されている。しかし、それぞれの教育法規の内容を理解するには、それぞれの教育法規が持つ特定の視点を踏まえつつ、その視点を越えてそれぞれの教育法規を横断した視点によって内容を捉え、理解し、適用していくことが必要である。特に、当該教育法規が制定された経緯や趣旨については、当該教育法規を取り巻く広い視点から関係する教育法規と関連づけていくことが大切である。

(c) の内容から

この内容のポイントは、組織的に配列するという点にある。教育法規は多岐・多様に存在する。教育法規は制定時に、既存の教育法規との間で矛盾や衝突が起きないように十分検討されているが、時として想定外の事態が生じることがある。そのため、それぞれの教育法規を解釈するときの原則的な考え方として、次の三つの原理がある。

(ア) 形式的効力の原理

(イ) 後方優先の原理

(ウ) 特別法優先の原理

個別の教育法規の内容を解釈する際には、これらの原理にしたがって、教育法規を構造化・組織化して解釈しなければならない。当該教育法規の条文内だけでの解釈では十分とは言えず、関連する他の教育法規の内容を組織的に配列することによって精確に解釈することができるようになるのである。

(d) の内容から

この内容のポイントは、外部資源を活用するという点である。現在の学校教育は、学校外の様々な機関や人材との連携のもと実践されている。学校外の機関や人材との連携無くして学校教育は実践できない、と言っても過言ではない。そこで教育法規についても、

こうした学校の連携先である外部機関や外部人材が関わる法規との関わりを無視しては適切な解釈・適用は考えられない。

このように、リーガルマインドを身に付けさせるさいのポイントとして、カリキュラム・マネジメントの視点からは、「内容の相互関連性」、「横断的な視点で学ぶ」、「組織的な配列」、「外部資源の活用」を挙げることができる。

9. リーガルマインドと社会に開かれた教育課程

次に、「社会に開かれた教育課程」について取り上げる。「社会に開かれた教育課程」について、先の答申は次のように記述している。

「今は正に、社会からの学校教育への期待と学校教育が長年目指してきたものが一致し、これからの時代を生きていくために必要な力とは何かを学校と社会とが共有し、共に育んでいくことができる好機にある。これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく『社会に開かれた教育課程』としての役割が期待されている。このような『社会に開かれた教育課程』としては、次の点が重要になる。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓ひらいていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。」

この答申文の内容で、リーガルマインド育成との関わりで特に注目した内容は、次の三つの内容である。

- (a) 共有(答申文の①)
- (b) 明確化(答申文の②)
- (c) 連携(答申文の③)

それぞれの内容には、教育法規の学びをコンピテンシー・ベースの力を身に付ける学びにするための大事な内容が次のように示されている。

(a) 共有の内容から

答申文①の内容を、次のようにリーガルマインドの育成と関連づける。

- (ア) 教育法規の内容の理解及び適切な適用によって、生徒にとって良い教育、良い学校を実現する
- (イ) そのためには、生徒や学校の実態と関連する教育法規との関連性について明確化する
- (ウ) これらについて、教員間で共有して教育を展開する

(b) 明確化の内容について

答申文②の内容を、次のようにリーガルマインドの育成と関連づける。

- (ア) リーガルマインドを、教員免許の種類を問わず教員が身に付けるべき資質・能力として明確に位置付ける
- (イ) リーガルマインドは資質・能力なので、単に教育法規に関する理解を深めれば身に付く力ではなく、それらを具体的な場面で活用・適用できる力であることを明確に位置付ける。

(c) 連携の内容について

答申文③の内容を、次のようにリーガルマインドの育成と関連づける。

- (ア) リーガルマインドを教育法規の内容の理解として限定的にとらえるのではなく、学校におけるあらゆる教育活動を適切に行うための基本的な見方・考え方、そして実践指針として位置付ける
- (イ) このことを学校の教職員全員で共有し、連携して実践する

10. リーガルマインドとアクティブ・ラーニング

次に、「アクティブ・ラーニング」について取り上げる。「アクティブ・ラーニング」が文部科学省の公の文書の中で初めて使われたのは、平成26年11月20日に行われた中央教育審議会に対する諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の「理由文」である。「理由分」は、アクティブ・ラーニングについて次のように記述している。

「そのために必要な力を子供たちに育むためには、『何を教えるか』という知識の質や量の改善はもちろんのこと、『どのように学ぶか』という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる『アクティブ・ラーニング』）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。」

この理由文で、「アクティブ・ラーニング」とそのための指導方法を充実させていく必要がある、と記述されたため、一部の学校現場ではアクティブ・ラーニングを特定の授業形態として捉え、その形態で実践された授業がアクティブ・ラーニングの授業であるとの誤った認識を持ってしまった。

そこで、こうした誤った現場の認識を改める意味からも現在、使われている文脈におけるアクティブ・ラーニングは、主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）であり、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学校内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることである。その内容について答申は記述している。

「○ 学びの質を高めるためには、第7章において述べる『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。

○ これが『アクティブ・ラーニング』の視点からの授業改善であるが、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではな

く、子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。」

この答申文の内容で、リーガルマインド育成との関わりで特に注目した内容は、次の三つの内容である。

- (a) アクティブ・ラーニングは、特定の型や方式化された授業の方法や技術ではなく、授業改善の考え方として捉える
- (b) 子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することにより、子供たちの自信を育み、必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにする
- (c) 具体的な学習プロセスは限りなく存在しうるものであり、教員一人一人が子供たちの発達の段階や発達の特性、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である

新しい学習指導要領はアクティブ・ラーニングによって「深い学び」、「対話的な学び」、「主体的な学び」を実現しようとしている。ここで留意すべき点は、アクティブ・ラーニングは「深い学び」、「対話的な学び」そして「主体的な学び」を実現させるための一つの手立てである、ということである。もちろんアクティブ・ラーニングは、これらの学びを実現させるための中核的な指導方法であるが、あくまでもこれらの学びを実現させる手段であり目的ではない。

実は、本稿で取り上げているリーガルマインドもアクティブ・ラーニングと同様に、三つの学びを実現させるための手段として機能すると考えることができる。つまり、

- (ア) リーガルマインドは授業改善の主体である教員の教育に対する見方・考え方を適正なものに規定する働きをする。
- (イ) リーガルマインドは、生徒理解のための教員による生徒理解の基礎部分の構成要素の一つである
- (ウ) リーガルマインドは、教師が指導内容や指導方法を創造・選択・適用する際、拠り所とすべき基礎部分の構成要素の一つである

11. おわりに

教育法規の学びによって身に付ける力はリーガルマインドである。そして、リーガルマインドは、教師が身に付ける基礎的な力である教師力の一つである。そこで、リーガルマインドを身に付けるための学びの在り方を、新しい学習指導要領における学力観の転換から始まり、それを実現するための授業づくりに不可欠なカリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程及びアクティブ・ラーニングの理念や方向性と関連づけながら考えたのが本稿である。

生徒が身に付けるべき学力が、コンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力に転換しているように、教師が身に付ける教師力もコンテンツ・ベースの力からコ

ンピテンシー・ベースの力に転換されなければならない。これまで、教育法規の学びは個々の教育法規の内容の理解に多くに時間が割かれてきた。いわば、コンテンツ・ベースの力の習得であった。これからの教育法規の学びは、コンテンツ・ベースの力をいかに様々な場面で活用・適用させていく力を身に付ける学びでなければならない。教育法規の学びのコンテンツ・ベースの力の育成からコンピテンシー・ベースの力の育成への転換である。教師は、リーガルマインドを身に付け、それを手段として生徒にとって良い授業を実現するため、日々、授業づくり、授業改善に取り組んでいかなければならない

(参考文献等)

1. 「H. ミンツバーグ経営論」ヘンリー・ミンツバーグ著 (ダイヤモンド社：2007年1月)
2. 「法律を読むセンスの磨き方・伸ばし方」吉田利宏
<http://diamond.jp/articles/-/59047?page=4>
3. 中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)
4. 中央教育審議会に対する諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の「理由文」(平成26年11月20日)

(2017.8.14 受稿, 2017.8.18 受理)